

小竹町介護予防ひまわりポイント制度について

1 事業内容

小竹町に住民登録をしている65歳（登録時の年齢）以上の人です。

ボランティア活動や健康診査に参加することによる、健康維持、生きがいづくり、介護予防を目的としています。

介護保険適用施設や自治会などでボランティア活動に参加したり、町が実施する健康診査等を受診した際にポイントが付与され、20ポイント集めると2,000円のクオカードと交換できる事業です。

2 対象となる活動内容

◎町に登録された受入施設等が実施する活動で次に掲げるもの

- ア レクレーション等の指導及び参加支援
- イ お茶出し、食堂内の配膳・下膳、シーツ交換等の補助
- ウ 散歩、外出又は屋内移動の補助
- エ 模擬店、会場設営、芸能披露等の行事手伝い
- オ 話し相手、傾聴等
- カ 本、絵本、紙芝居等の読み聞かせ
- キ 登下校時の見守り、声掛け等
- ク 伝統工芸等の講師（昔の遊び、農業、技能指導等）
- ケ 施設内外の清掃（ゴミ拾い、草取り等）
- コ 各種行事の手伝い（年中行事の補助）
- サ 各種行事の講師（講話、指導等）
- シ その他町長が必要と認める活動

◎小竹町が実施する健康診査で次に掲げるもの。

- ア 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条に規定する特定健康診査
- イ 町が実施する基本健康診査
- ウ 町が実施するがん検診

※ 報酬・謝礼金などが支払われている活動、その他町長が不相当と判断する活動は対象になりません。

3 受入機関にさせていただくこと

ひまわりポイント事業の参加者がボランティア活動を行った場合に、活動内容を確認した上で『小竹町介護予防ひまわりポイントカード』にスタンプを押印してください。

スタンプは決まったものを準備しております。小竹町介護予防ひまわりポイント事業対象施設指定として決定する際にお渡しします。

4 事務の流れ

(1) 『小竹町介護予防ひまわりポイント事業対象施設指定申請書』を福祉課高齢者福祉係に提出してください。

(2) 受入機関として指定された場合、『小竹町介護予防ひまわりポイント事業対象施設指定決定通知書』及びスタンプを送付します。

ひまわりポイント事業参加者に配布される受入機関一覧表に掲載されます。

(3) ひまわりポイント事業参加者から受け入れについて連絡が入った場合は、活動日時や内容について相談し、調整してください。

(4) ひまわりポイント事業参加者がボランティア活動を行ったことを確認した場合は、参加者が提示する『小竹町介護予防ひまわりポイントカード』にスタンプを押し、日付を記入してください。

※ (3) (4) について、小竹町役場への報告は必要ありません。

5 募集期間

募集は随時行いますが、毎月20日までに受入機関として指定した事業所を翌月の受入機関一覧表に掲載します。

